

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第6条及び同条約決議12.3. X I I Iに基づく輸出許可書等の申請手続等について」に対する意見公募について

令和8年5月26日
経済産業省
貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）においては、特定の種類の貨物を輸出しようとする者に対し、条約その他の国際約束を誠実に履行するために必要な範囲内で、政令において承認を受ける義務を課することができることから、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）で規制されている動植物等のうち、条約附属書I及びIIに掲げる動植物等を、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の36の項に規定し、輸出入管理を行っています。

当該条約附属書I及びIIに掲げる貨物については輸出承認義務が課されていることから、貨物の船積み毎に輸出承認申請と同時に当該承認内容に基づくCITES輸出許可書等（以下、「許可書等」という。）の申請を要することとしています。

附属書II掲載種の再輸出のうち、輸入時のCITES許可書等が同一であるものを多数回に分けて輸出するケースにおいては、入手経路が同一であるため、その確認のための申請時の添付書類は同一であるにもかかわらず、船積み毎に輸出承認証及び許可書等の申請を行うこととしています。

このような、同一の申請者によって継続的に輸出される同一の貨物、同一の入手経路であり、同貨物について多数回の輸出実績がある等一定の要件を満たした貨物に対して、あらかじめ輸出承認した範囲内で行われる複数回の輸出については、条約決議12.3. X I I Iで認められた簡略的CITES輸出許可制度を活用して、必要であると認められる枚数の許可書等を一括して発行する制度を開始し、条約上求められる輸出許可書発行の義務の履行を変えないことと、申請及び事務の双方の効率化を進めることとします。

つきましては、上記内容の通達制定について広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第6条及び同条約決議12.3. X I I Iに基づく輸出許可書等の申請手続等について」の制定案

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年5月26日（火）～令和8年6月24日（水）

電子メールの場合は午後6時まで、郵送の場合は終了日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。
なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：bzl-pb_bouekikanri2@meti.go.jp

（電子メールの件名を「「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第6条及び同条約決議12.3. X I I Iに基づく輸出許可書等の申請手続等について」に対する意見公募について」としてください。）

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスについては、御意見の内容確認等に限って利用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行います。

